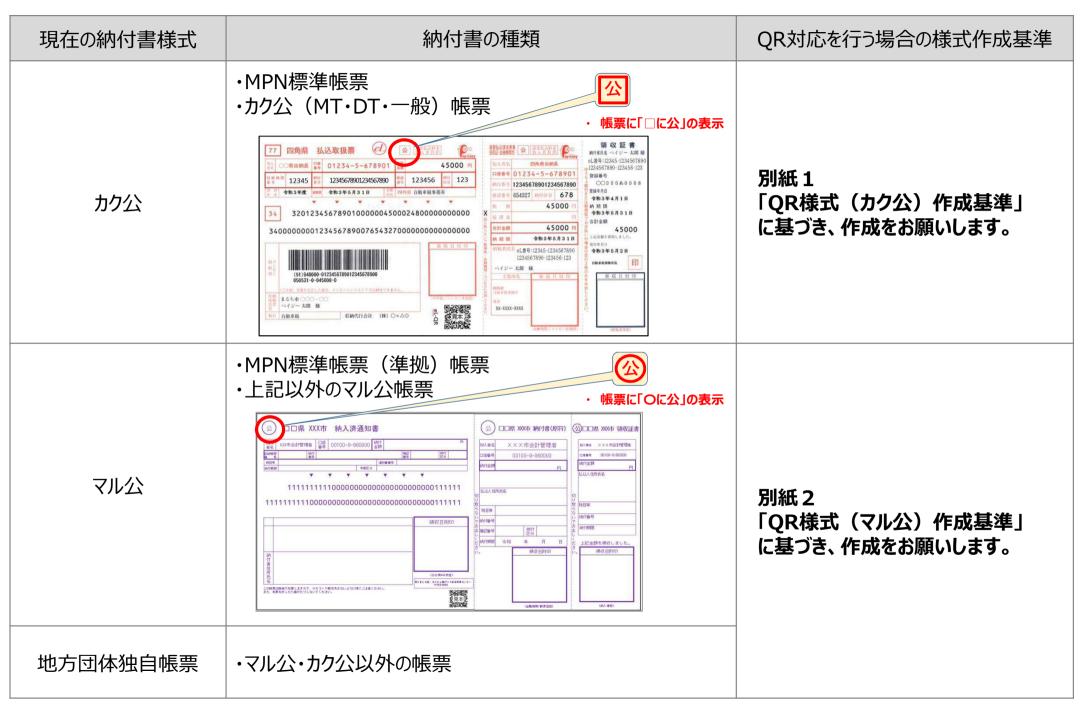
地方税統一QRコード納付書の作成基準

2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 地方税共同機構 株式会社ゆうちょ銀行

地方税統一QRコード納付書の作成基準



【別紙1】QR様式(カク公)作成基準①

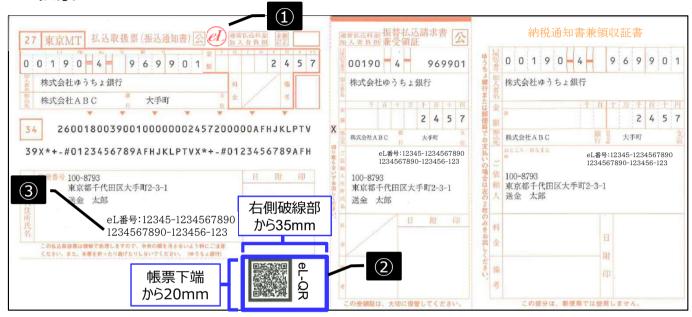
- ① 納入済通知書表面(払込取扱票部)に「eLマーク」が印字されていること(推奨)
- ② 納入済通知書表面(払込取扱票部)の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること
 - ※ QRコードの周囲に、可能な限り余白を設けたうえで、「eL-QR」の表示を推奨
- ③ 納入済通知書表面に「eL番号(案件特定キー等)」が印字されていること(必須。ただし原符および領収書への記載は推奨)
- ④ 上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること(ただし、3票の構成を満たしていること(※))
 - ※ QR様式(カク公)は、ゆうちょ銀行(郵便局含む。以下同様)以外の全国の金融機関窓口での受付を新たに可能とすることから、3 票式とする ただし、現在使用している 2 票式のカク公帳票を継続使用する(QRコードを付与しない)ことも可能(ゆうちょ銀行の窓口、ATMは従前どおり利用可能)
 - ※ ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき、従前どおりカク公処理を行う(QR処理は行わない)この場合、ゆうちょ銀行においては、「振替心込請求書兼受領証(金融機関空)」部(2票目)を領収証書として取り扱う(3票目は処理を行わずに納税者に返却する)(ゆうちょ銀行以外の金融機関においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合は、QRコードにより処理を行う)
- 注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合は、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

例:MPN標準帳票 ※ MPN 標準帳票の作成基準につき、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。



【別紙1】QR様式(カク公)作成基準②

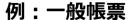
例:MT帳票

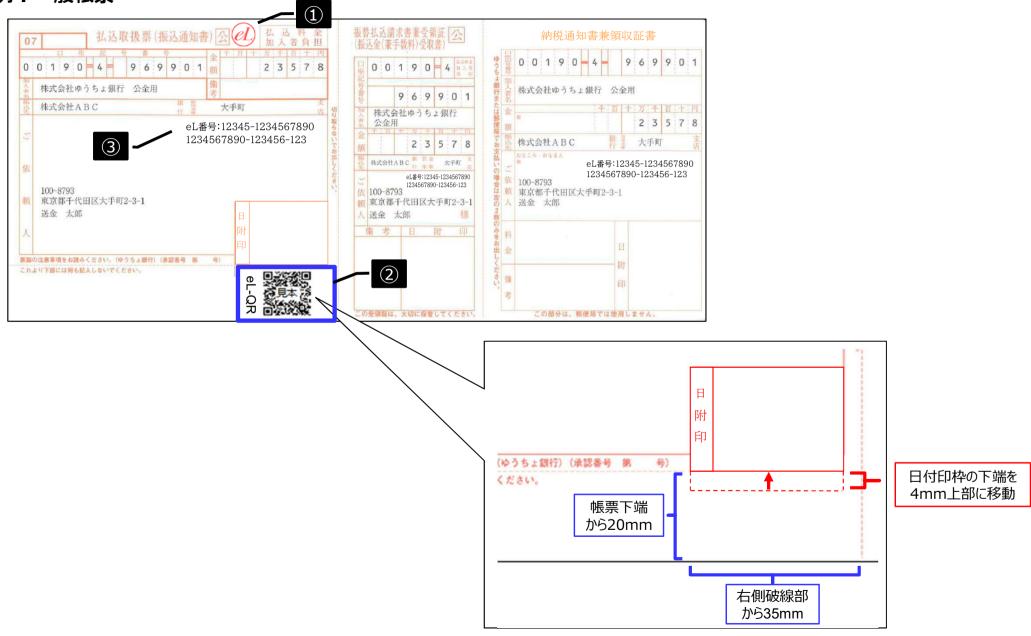


例:DT帳票



【別紙1】QR様式(カク公)作成基準③

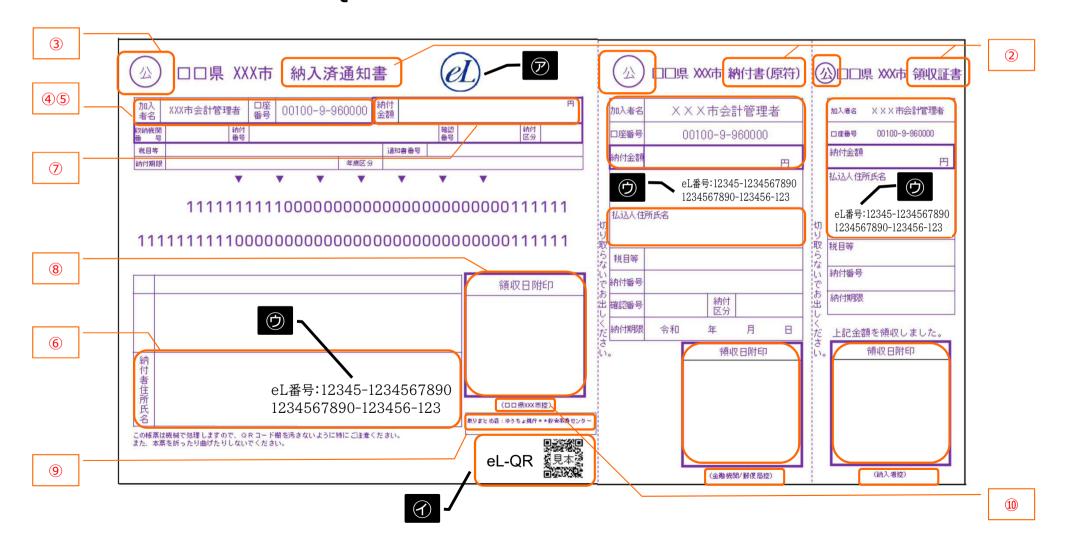




【別紙2】QR様式(マル公)作成基準①

O MPN標準帳票準拠帳票、既存のマル公帳票、地方団体独自帳票については、別表の基準を満たしていること

例:MPN標準帳票準拠帳票(公金QR様式)



【別紙2】QR様式(マル公)作成基準② 別表

項番	項目	QR様式(マル公)の作成基準	(参考)QR様式以外のマル公様式の作成基準
1)	QRコード等	 別納入済通知書表面に「eLマーク」の記載を推奨 ※ 刷色・文字フォントは任意 ④ 納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること ※ QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨 ※ 「eL-QR」の表示を推奨(刷色・文字フォントは任意) ⑤ 納入済政門書表面に、「eL番号(案件特定キー等)」が印字されていること ※ 刷色・文字フォントは任意 	_
2	納付書の構成	・3 票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること	・3 票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること
3	マル公の表示	・各表題部の先頭または後方に表示	・各表題部の先頭または後方に表示
4	加入者名	・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄	・「○○市会計管理者」のように、口座名称を表示
(5)	口座番号	(既存納付書において欄がない場合は、設欄不要)	・各票上部に、口座番号欄・加入者名欄を隣接して設欄
6	払込人 住所氏名欄	・払込人住所氏名欄を設欄 (住所非表示の場合、氏名のみで可)	・払込人住所氏名欄を設欄 (住所非表示の場合、氏名のみで可)
7	金額欄	・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄	・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄
8	日附印欄	・各票下部に設欄(縦横30mm以上を推奨)	・各票下部に設欄(縦横30mm以上を推奨)
9	公金取りまとめ店欄	・「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示	・「ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」のように、自治体の所在する 地域を受け持つ貯金事務センター名を表示
10	保管場所	・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関 (郵便局)保管」、「市町村保管」のように表示	・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関 (郵便局)保管」、「市町村保管」のように表示
11)	納付場所	・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等 (審査時はネガティブチェックのみ)	・納税通知書に、払込み等が可能な取扱店の範囲を、「近畿2府4県 のゆうちょ銀行または郵便局」のように表示
12	その他 [※] (準拠帳票を想定)	・ペイジーマークは表示不可 ・払込 I D番号および番号枠は表示不可(カク公用表示のため) ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可(カク公用表示の ため) ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以 外の色(一見して M P N 払込書と誤認しない色)とすること	・ペイジーマークは表示不可 ・払込 I D番号および番号枠は表示不可(カク公用表示のため) ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可(カク公用表示の ため) ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以 外の色(一見してM P N払込書と誤認しない色)とすること ・納入済通知書下部(クリアゾーン)に「A T M読取不可」等の注意 文言を表示

- ※ ②準拠帳票での表示不可事項は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。
- 注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

お問い合わせ先

納付書の作成基準等に関する疑問点等は、Q&Aをご参照ください Q&Aをご確認いただいても解決しない場合は、下表のお問い合わせ先にご連絡ください

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
納付書作成基準の内、 ①「eLマーク」、②「eL番号(案件特定キー等)」、 ③「eL-QR」の表示、④「地方税統一QRコードの規格」 に関するお問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「MPN標準帳票」、「MPN標準帳票準拠帳票」 に関するお問い合わせ	日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 に関するお問い合わせ	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』に関しては、次のURLをご参照ください https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html お問い合わせにつきましては、契約先(または契約予定の)収納代行事業者、収納代行事業者を介さずにコンビニエンスストアチェーンと直接契約(または契約予定) の場合はコンビニエンスストアチェーンまでお願いいたします
上記以外の納付書の作成基準に関するお問い合わせ	ゆうちょ銀行貯金事務センターにお問合せください
その他、地方税統一QRコードの制度面等に関する全般の お問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください